

女性活躍推進法等に定める情報の公表について（令和7年度）

女性活躍推進法、育児・介護休業法に基づき、次の情報を公表します。

本機構では、「男女共同参画推進行動計画・アクションプラン」を定め、仕事と子育ての両立を図るとともに、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な雇用環境の整備等に取り組んでいます。

①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に係る情報

（ア）採用した労働者に占める女性労働者の割合

対象期間：令和7年度

職種	女性採用者数（人）	全採用者数（人）	女性割合
研究教育職員	4	18	22.2%
特任教員	5	18	27.8%
特任研究員	13	46	28.3%
特任専門員	5	27	18.5%
若手研究者雇用特別研究員	1	1	100.0%
技術職員	2	5	40.0%
事務職員	3	9	33.3%
特定契約職員	3	6	50.0%
短時間契約職員	85	191	44.5%

（イ）管理職に占める女性労働者の割合

令和8年3月31日現在

女性管理職数(人)	全管理職数(人)	女性割合
8	98	8.2%

(ウ) 男女の賃金の差異

対象期間：令和7年度

職種	男女の差異
全労働者	51.4%
正規雇用労働者	77.6%
非正規雇用労働者	57.5%

※正規雇用労働者：

- ①研究教育職員、技術職員、事務職員
- ②雇用期間に定めのない特任教員、特任研究員、特任専門員、特定契約職員

※非正規雇用労働者：

- ①雇用期間に定めのある特任教員、特任研究員、特任専門員、特定契約職員
- ②短時間契約職員
- ③再雇用職員

※賃金には基本給のほか諸手当（扶養手当等）等を含む。

※男性の平均年間賃金に対する女性の平均年間賃金を、男女の賃金の差異としている。

②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に係る情報

(エ) 男女の平均継続勤務年数の差異

令和8年3月31日現在

職種	女性の平均継続勤務年数（年）	男性の平均継続勤務年数（年）	男女の差異
研究教育職員	8.8	16.9	52.1%
特任教員	9.0	8.8	102.3%
特任研究員	-	7.5	-
特任専門員	9.9	9.9	100.0%
技術職員	19.8	20.8	95.2%
事務職員	10.3	11.4	90.4%
特定契約職員	13.0	17.0	76.5%
短時間契約職員	13.9	14.0	99.3%

※期間の定めのない労働契約を締結している労働者及び当機構との間で締結された2以上の期間の定めのある労働契約の契約期間を通算した期間が5年を超える労働者を対象としている。

(オ) 男女別の育児休業取得率及び平均取得期間

<男女別の育児休業取得率>

対象期間：令和7年度

職種	女性	男性
研究教育職員	100%	80%
特任教員	-	33%
特任研究員	100%	50%
特任専門員	-	-
若手研究者雇用特別研究員	100%	-
技術職員	100%	50%
事務職員	-	75%
特定契約職員	-	-
短時間契約職員	-	-

※出産（男性の場合は配偶者が出産）した年度と育児休業の取得年度にずれがある場合、割合が100%を超えることがある。

<男女別の育児休業平均取得期間>

対象期間：令和7年度

職種	女性（日）	男性（日）
研究教育職員	-	29
特任教員	-	17
特任研究員	108	20
特任専門員	-	-
若手研究者雇用特別研究員	-	-
技術職員	-	28
事務職員	338	70
特定契約職員	-	-
短時間契約職員	489	-

※対象期間において復職した労働者の総取得期間（対象外の年度も含む）を計上している。